比古婆衣　五

和書門 類
一九〇〇六 號
二三五 函
一 架
一 冊

内閣文庫
和書 類
一九〇〇六 號
一一 冊
二一二 函
一〇 架

内閣文庫
番號	和 19006	
冊數	11 （ 5 ）	
函號	212	123

大日本帝國圖書之印
日本政府圖書
明治十年購求

むさしあぶみ

うつもくも うつほさに

さくらえのわし あいとかゝも

鹿をまかは 文かせしとも 云由

鹿のちかく

佐那伎

止字を登の假字に用ゐる論

えみし

○むさしあぶみ

文政五年の八月下野の那須へゆあみしとて出立る道の記也
事なりしも殿よ甚重ふおりて大宮原の宿より北ざまに別当小路ふ
入りて毛形のこうろとこそ云林より二里ふて馬を
やといてかしこまでとふには宗なる荷鞍やきしつ上にあぐでは
ゐからりこ天秤なりれば足をば背に○のんなをさげたりける
ぬるを所々わりてはげきあつきふ下げたる足いと痛くて
苦しかりければ口とれる翁七十ばかりは母なふかくといへば　さあん
べいむさしあぶみかけてまいらせむといふを[illegible]

日本政府圖書

あふりハ蒙鞭を二ッあひかせ合せて前の鞍のほとりに付る
鞚の右のつゝに結付てすこし間をおきてむすびとめてさて胸
當の末の袖さきをさし通して又同し様にしてかたをむすびて
左の鞍ほねの鞚のつゝにゆひかけていさゝたまへ世にいふ是
をいまでもやりゝさてよとといふ あふりとハかのむすびつけたるを以
あふり刎ることぞいふ いとよしさてかくするとふんでむさしあぶみ
とハいふとあふりの間へぶらたて前にいへハこそさハいへ おほしくさ
あふみ事ハたゞいとおとどりてたとへおしとて馬の追ひて走
とのきゝいまむさしの柳むさしあふみハ伊勢物語に始て見えて
誰し耳されてハあまさといふ 鐙ともいふ事ハ諸説さまし聞えく

膝

今とハいふ世俗の事なれバ何をかいふべきにや 但シ付たるハあまりてさしはさむ
いふ也やそのさきハかたとほりの穴へ挿入て鞖の前さるなりと聞ゆ
ることのなり 和名抄韀馬具也 延韉ハ知賀良加波なり 鐙韉ハ乃豆
乎保之 あぶみのふぢとほきといふ也 鉸具ハ和名抄
小腰帯及鞍具以銅爲革也 此間云加古と見ゆ 加古ハ鉸具の字
音より出たる言なるべし さて後の鞖の製ハ鉸具を鞖の頭に作り
付て其鞖を鉸具にさしいれて、今謂かくれともいふ 又こゝれともいふ
と今謂てたゞにたゞにもいふ 又今の世馬に乗て追ふ術に記して鼓
つをかくるとを入るかくさと留つるといふ 鉸具より出たる言なり 又其の菌
韉からの馬飼笥ハ鞖のゆとまで かことりとにとぞさて鉸具にて
付けかけてゆをまずがよりいふハ革の穴にさしてとむる義なる
べく又の名をひとへにいふかの鞖鞍の穴へ入れてとむるべし
保元物語 京師本 杉原本 に爲朝の弓射たる話を記して鞍が
表の鞍の膝節ほどに切りはいけと射切て鞖のうつゞとて馬のさうりを
両枚さらとぎれて矢ハ後へ関りて大地にたつ 又義経記に 梶原
兼房が討死の条に長時 左右の鞖の高指を取かけて膝の
口にたのこつでかけて馬のをさかけて両枚うけて切付けるなどみえたるは是也
又こつとはいへ鞖のさいがを差入べき穴の名なりとなるなり 又運歩

色葉集に小笠原宗信の記を引て證名所とて挙たる中にかことハ
よこ九き西さすかとハ分革入所の金なりと見え又小笠原家記の大
双紙といふ書に水尾金の下をハかくといふ也又ある説をとりかく
といふハあり又とりかけ同し也金ハひとつかけひきをかけといふ也
此の力革かける所を今みとりかけといへと是ハあらしさすかといふ
かましきおとこえたるにこれしく後世のさかの説につきていへる事なり
ら抑古を考ふる沙汰も遠かれハむさし沙汰ハ上まにいへるよく旅行
同に引出て かくハさたせむ
なとの料にて尋常の沙汰とハ様かハりて此の鞍具の原なる沙汰鞄
のいと短き様なる物をはかりて鞍橋の沙汰の所に掛るへきなるの
抑も遥かりて歩する人ハ足を踏ぬくへく製りてさて太きハ縄にすれ
扨胃なとのやうき糸の組にすれ前の鞍橋の中なる右の鞍橋え
かの田舎武者なとかやうに馬の胸前をさし出し鐙にかけ又て
それよりの足踏を懸て足を踏入て歩するへくしもあらす物なり

拾遺集 賀茂保憲 雑下首 に 東路やたえすき馬に当りて我行縢（むかばき）におもひを
かけたるをあらはしたる毛皮製の足踏に当と踏懸て宗たる串と
此ゆさかへの説なれともふへきよゆひ 文安年秋に載たる 文明四年の許合に
為家卿の歌にかこ川を渡りて旅人の路もち沙汰にむさし説なりて
多くそかつかゝるの川波と見えたるに歌合される事ありその詞の
言と掾にて旅人の馬にてかこ川とつくるをふみるにをむさし沙汰を
無からそハ路なる此沙汰の縁えなは沙汰といへと実ハ鞍具（かこ）の革
されハ所の名に古今かこの川波にかけたりといふもすべてきまの
そとされたるて見えけりとあるの 又同書に古帖載せて古歌に
今の此川此流をとふむさし沙汰ハさんかぬまにてとふ分あるそ

こゝに旅の心をあらはすとかやむさしあぶみハさすがの濡る也
しかるをとも定合せし 文六帖ニ 国かねの作 侍従の家に無侍
在国者能ニ藤氏京極ノ内大臣 二条后女 貞観元年の比の人 さりながら取ハいふまくふかくむさし
鐙いふはのれなるふみハあぶみといふならひとかなえてはおのの名ハ
むさし鐙ハ騎ニ依て云いつもの馬の料とも定まらくわかさまに
自らあらはるゝが 上ニ引きたる庭牧令の文とも思合すべし 其むさし鐙の如く 君ハいづこ
の馬ニ乗せむと約束し鐙を踏遣へかたるゝをいはふやうに
妻の二心ハ男ニ書を恵て男の身ハべき 期とて書きて約つる定
つゝまず遣へたるを恨てつらむ也 加茂保憲女集にもあるまゝの 契りの月日を経てこそたむさし
あつさたしめハへ問ハねはいへとひしハおのが心のみしまさをかけてみせとちぎる
教さぬ言のくせとハせハいとしてたゝ集にて 文河つきかけて

伊勢物語二通文可…女かしあらしけむさし鐙さへハ…
おもしひてあしたゝかれのあきくふかくむさしあふみ
ふかゝるけはし吹ゆれと合て適ひて…けのえぬ 文伊勢物語かくて
のむさし此の鐙とおもひてうらふゝかさへ恭つゝまし
伊勢物語によむさしむさしある男京なる女のもとにまきこゆれハ恥し
きこえてよハかるしと書てうらかきにむさしあつてとのこかきて出
て後おとしもせされおかふんれハ京より女むさしいゆるこ年ハふり…
あめのむふはいとこそぬしはしもしてらるゝしとといふ其むさし
あつてをうたかよせる言ハ男あつまにさそひて武蔵国入名
みな縁ありて都びてある女を本のゝとに言かはして忘れじ都じ
あるむさしあつてをとりいでおもてとひてこゝ男といふ心を
ふみてこれもてとあるなり かくて後男古はせしもなりふれぬ

女の方より云しとおもふをよみけるなり今の世にはさながらむさし
あぶみと書ておこせたりけるにはむさし鐙といふはすゝろなりとて
呉服にてさしかけたるをかけてそのかれは[illegible]にて出すを
さるから心に其外にも危ふいはれとさらにはまりけておもふ心
ふかくぞありけるははかなく文とてよろしからん事をおこす例の中にありけるにこそ
きこえの方へふとしてうらさま事のいそくうれバかならくにあらず
のせられよとさまは男のふところにせられは秘しせよといふは若し
とゝめてよあしからひたらふて今の頼はのむさし鐙といひおそ
ゆるさと思ふして[illegible]を[illegible]てみそみ[illegible]
そのふて[illegible]世すはほけたり[illegible]

かゝるをりしやへんはとめしむけてあり此男の今のむさしあぶみは好ちの縁まで
の縁者の縁よりてむさし鐙とおのもる事としてまた鐙の縁まで
かくよりけされども思ひ合せてむさし鐙のまことなるをあまねくしける
あるらし
此物語とはれしよみあるなりつゝし又平家物語に[illegible]
の[illegible]に武蔵坊にも出て[illegible]此世から[illegible]て馬上
みてあり同じ事にけりのかけにむさしあぶみを[illegible]
[illegible]はかにさけれ唯后のけるれ語りは[illegible]
依り侍どもの出[illegible]ひとしき[illegible]のしかひられは騎馬など
を[illegible]していてむさし鐙かけて[illegible]の名をよ[illegible]
よて興しなて[illegible]や但しその語りしのこは文治十九年の事也
そのかく[illegible]むさし鐙といふ[illegible]あまねく
つゝるきよりちにたゞむさしの[illegible]
みてもあるべきはうけざりける證にはなきかし
庭訓往来にも上総鞦武蔵鐙など双へ記せるは其の地の産也
さいは武蔵にて作るの名産にて源平盛衰記小坪合戦の条に畠山重忠が
軍装を言挙して青葦毛の馬にさしくしえ立たるの[illegible]

古様鐙靼

鉸具鐙 ちくをハくろ金といふ

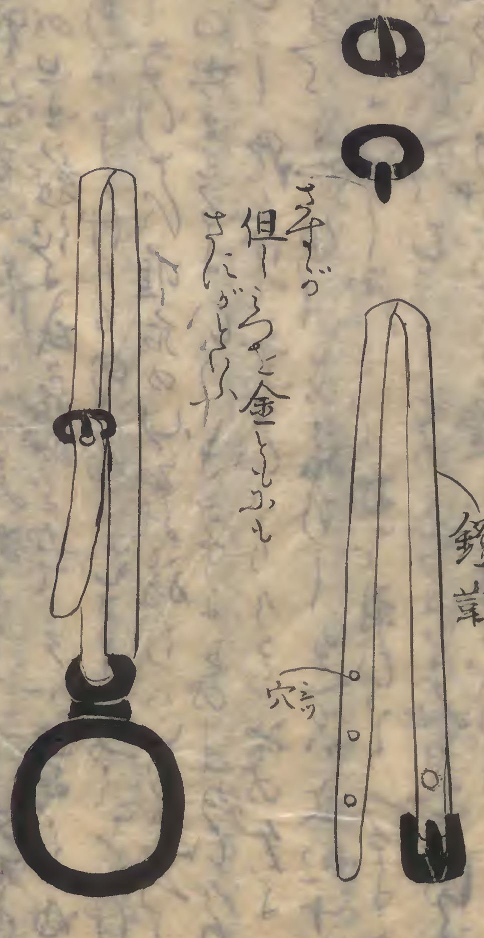

今案むさし鐙概様

攏翁のこゝろあてなるむさし鐙の様

鞦をむさし鞦と云事有のよし中略てあゆませ出川と書けるも
それなり　民部式文易雑物の中甚不式中に件の二所を載其の
りれに上総鞦も盤寿他にもあらて見えたり
かく武蔵に鞦工の多かりけるにおのづから名になりしなり抑あり
漂し伊勢両洋は古より世人の普く知りあるにそれまじ
さし鞦とある耳なれて知るに其名をしりてありしにて合せて
穂りなるに用ひたるむさし鞦の名はつひにかくれゆきたる其を
用ひる事も漸に絶けるがくおよしにて片田舎に其名とゞめに
とちいさ田の辺りにありてあるべし　盤寿記に康元は祖ち武蔵の
住人ある由上の案にいひし小の文
にも武蔵は何れの由記せり其土産の名にてきざしとして記其の文をかざり
て武蔵鞦と書けるものなり　おのづからこれとてゆきてる造りがたき
の為にはあらさるべし甚て軍書記にいへる名家なとの色目は其書
記せる時のころのまて文のかざりとせるが多けれは其心をつひして見

ろつきあり今華なる世のたへの軍書記の上にも古地の錦の志宝に大威の甲
小蝶のすそ金物をそ打つけたり白星兜冑に廿四さしたる鷲の羽の胡籙
金作りの太刀につけ紅の緒鎧は蒔絵の鞍をおきたり是又小荒の
皮の尻鞘入てぞ帯びたりける青葦毛の馬に中むかし今は唐鞍事は白覆輪
此鞍を置こともあるが此き是にて今江戸に武蔵鞦といふ鞦工あ
つそそれは家の系譜ありとてなかなか記せる書あり今其記せる鞦
をとりよせていたく古武蔵の足立郡津和宮の辺に芝村といふ所に
武蔵鞦といひし鞦工ありき二百余年ばかり代々其業を継て住けり
かくて寛正年中同郡芝田村に移り住けるが十代に今まで十郎家忠
が代に今まで此たび家名といふの其子子孫にも此家の事を
業とは此家名天正十余年に没せりといひて其子孫伊く其業を継ぎて
今になれりとて其名を系図に記せり家祖の名は信とて上に寛正
の比家名と云法工のすゑ名のて天正年間に没よりて伝へし
寛正年間より天正十余年までは五十年ばかり経たれは年歴のたがひも合
さるものとやいひて此工の流を武蔵鞦といひ此の家業をなすべし
かく一沼田出羽の鞦工の伝書にいふのも武蔵鞦は雅びやかく
形をかしくいふにも本居あり柳の様し大かた頭をもちいぬなり
さく負ありしむさし鞦のかしこ思ひきものゝとにそへつ　鞍鐙工記
に擬ひて按ずるに此鞍は古来は延徳よりも永正の頃あたりて
其を業とせる由　文寛延のころ其しかし南向の案にありて書

ふ武藝の二番組の事といふは末々に此組の人々の由緒ふ所の詩書
う番の神と号に伴ひおまれ人組の名題をもつて神官といふ由来
以以文武藝所々の伊勢両流の云ふもおゐて取方の組上古流の
製云ハ東方へおよびき中華の流の由来に似たる事ちも只今お勇し
など製し出せり 其頃に元と思ひ云ハ言葉ありとふに其製作の工
人代々伝へり近世書を写し絶し畢乞女とゆふる世事ハ山にて行し
近き頃まてに其道已に終ハもと本ハ殆し 古流の所伝へとなりそう
今按に此うち番組ハ続日本紀に霊亀二年五月以駿河甲斐相模
上総下総常陸下野七国高麗人千七百九十九人遷武蔵始置高
麗郡とみえたれハ諸家を高麗神といふ 於等に高麗を神
室とせりといへるハさもありぬへし さてあるこう高麗人の子孫より御所
ハ馬具などハ漢風よりのりて御に云ふおのさまとして製作も出しけるか
さ迄てもかくの如きあるハ術に伝ふる世てあるゆゑに一統の家の所を製する
出せる事にてありぬることを専にえ終りたる伝流あるへし 但し云
ふも其云ひたる言あまたとなりて論ふもうるぬ淫流ふそさうにあつま
男舎の伝流といふ云れに近来世に洒落人などいふ輩のさいもすれ
ことしてまうせつることをやまとしと云て さきハ伊勢鞍ハ等よ見えたる
洒り伝へてるものとしてきこえたる
甚しくあやまりとなるハ誤りかれこそ

因に云こゝを皮と力皮の名別とあるは和名抄に楊氏漢語抄に云
鐙靼 吴音字 下音靼 一云鐙靳 音斤 去声 といへり漢語抄云逆靼 和賀良加波 一云
逆靳とみえ又これを馬寮式造女鞍一具料の中にあるは鞍と號て馬具といふと
牛皮一條長三尺廣三寸鐙靼料牛皮一條長三尺廣一寸五分
力革料云々餘鞍准之とあるに拠りて考ふるに首領靼といへるは
牛皮の革なることを長三尺廣一寸五分にて小造りて鐙を通すものなるを
其上鐙靼の料なる皮の一條の廣三寸とあるも鐙に載せて二条としてたゞ右左なるをもとゞまるを
とりて通ひしに其革なる皮の堤へだしりて断えし事を逆にてその
表に傻て革の同しはの廣一寸五分にてその両をも同し折に造らせて
鐙靼に手を添て力を助くるものなりとの故に力革といふなるなり

其さ力革料の皮の廣二寸五分ふあるを截ちて二筋となしさて此鞍具の作ニ
革七十一人の中鞦一人とありハ鐙靻逆とかけていへるなり ○同式の作
の前条ニ造御鞍一具料の中ニハ牛革以系各長四尺広ニ尺四寸
とし廣寸これハ汗靻牛力革料とありて寸尺を定めさるハ御料ニ
合へて造る故なるべく又革宮家とあるハ汗袗なるが故ニ汗靻力革とハ
別ニ一双の緒を造る事定りなて其料ニ出されたるなるべし さて又
汗袗のたぐひハ牛革と革字を用ひたるへてのふハ皮字を書まてるハ汗衫ハ
革製なるを用ひらるをその余ハ製もするる毛皮ニて造りしなるべし 式中ニ皮
革のわけ此書き分けたる 保元物語ニ半井革ニ染鳥紀の弓射らるるさまを記せし
差別なりとさとし
文ニ京義ハ深田を片手切ニ射切たるの力革みつを皮馬の打皆二ツを
射切馬のあらきに僞りて門柱みて立ちけるを云へるなりて未詳し
て明らかならむ この事を京師本校本ニハ京義ハ足の縁を片手切ニなる
ならむとて射切て汗袗の力革ニつを皮馬の背の手前ニ切されきれ
との矢ハ後ニ回りて大地ニ立とさるし義経記ニ矢所を部が如くの澄ハ
ニ指ニ枚かけて據の口澄のミつを皮馬の打皆ニ枚かけて切付る
と記さるも同じ鞦か力革の事といへるにて立つを 事にて後の世ハ
かのをいふハ力革なるよしなしくハしるすといへともあり

製ハ分くハ簡て鐙靻と逆靻とを立並て革を二筋に綴合せて用ゆ
事となりてさとてより力革と稱しけるなり 後世ハ下さるるとことしとゆり 力革ニ革と用ゆる事し
おもふニ中昔よりハ書きしにて力革ハ力革白清力革式ハ皮系縫力革
あとにてさも見えて汗袗の手綱ニ係 ニ用ゆ 擔ノ革の白
き力革今具将をも見て其ニ付る色紙同集公所大の指麿
皮白き力革に具将ニ仕ハてそけらるもとにて今具将とハ力革
ニかけ縫ひたる革をかけて澄の鞁具とよみすの今にて今は
中昔ハの數あるニして古ハ澄靻の表ニ力革を合てハ鞁具ニ世事
ニあうて前ニ脚ニ端ありて弐の鞁ありてハ鞁具掛ニ当る故
ニて鞁具掛と色系つけとハあり這也 又治承三年五月卅日の
玉海ニ右近府裏の縫の結射の具の革ニ鞦并具 橋澄 毛原姫皮
切付 有力革ニ無下鞦としてて 有力革とはその如く 儀式
の時ニハさつをぞ用ひられしとさてハ騎射ニハ常ニかれハ力革
をもかけざる故ニ騎射ニ有力革と定められたる 無下鞦
とハ下鞦ハ儀式の時ニハかぶりしかれと騎射ニハあまりて鞦下軽く
てよかるべきなりし京の古世ニ出来て事みニ云ひ合されハまさし
ありつハ 故今の世ニハ鐙靻と力革との差別まぎらはしくなり
ぬかし

ゆかりのところにておもしろきなり

○みつはくむ　みつはくに

みつはくむといふ詞の古き書にハ見えず、ふるくハ檜垣嫗の歌なるを始めとす

画き其て伝ふる草紙に肥後国遊君檜垣ハ老後落魄者也家集云

おいはぎにあひて此たくよの詞の縁字の事一本によりてよれ
つけのかしら五字落ぬり　みし文をおなじの後撰集
の愚識に清輔に云として[illegible]又御異本
にありこれに拠てよしと云て方かたりて行せるなみ所しるくなりて
ゆつはくむといふハ、ありて桶ひきさげて出るわしるの如く神
許まことに[illegible]
ふるハ社にありと出のふ道をさしあひたれハ、ちかくてある女の見
つけていかでかくはと見ゆるにかた何をと問ければ、名のりて

檜垣の嫗といへる人の名を聞てよろこびたるまゝなりけれどかくも又
[illegible]思ひ侘て桶をさしおきてみづはいかでかくは成つるといひつゝ
に老てかしらの髪も白川のみづはくむまで老たる白川ハ
筑前の国北河の名なりと如後撰大弐興範にあひて詠とあり、とかくてこそ
此文今世にある檜垣か家集あるハ写誤ありとてこゝに、これハ後の好事の人のまとはせる
ものか、さて其家集にハ老にきはめてすみわびなくなりてまちしるの
くみきてかくありて桶をひきさげて出るわしるの如き出て道に
あひてわかれたるの見つけてなどかくはなど見とがめける名をき
なのりしかバ人のいひたるもかくるにまどひたるかし、かくれぬ
ありて桶とりきし由なきことかすれハいかであはれなるかくハあらぬぞといふに
なとおもひ思ひて老たる　後撰集雑三につくしの白川といふ所に
かしらの髪は白川のみとあり
住侍りけるに前の大弐藤原興範朝臣のまかりわたるついでに
水たべんとてうちよりてこひ侍りければ水をもて出てよみ侍りける

云つきの嫗年ふれにける 足曳し山川のこゝろをよみてありけるにや
として載せたり 此の句意延年には老たる義とあれと今は三重の義に挙 らねたる 擬れり されと家集に云のやうにいへるハ此大貳
の事をいへるなるへし 又家集の詞書に部于詞のけ集と異なる処あるハ
撰者のより直されたるにて又大和物語のけ作のよしと記し
此大貳好古のむすめ 同し又
自己いへるハ作私撰れたるなるへし さてけふつるも こゝろをとこさうにしいひ
て目言也 言の意ハ後撰集の義に法誤を挙られた中に式老人云
こゝろえいと云ハ老人のかゝまり居ハかゝる也 左右の膝立てゐをし
たる貌也 まさに三輪ありて角と載せたるのさそかなしいかにもげに
きこゆれとて 此ゆゑのさ云処あるを其老人の腰ふまて思ひ考るに
みつわくむハ三勾（ミツワ）くむの義にてそハ老に極りて腰の二重に勾まりたる
かたち膝を又わらも勾にゐるさまをみつわとハいふなるへし　こゝハ歩まれぬ せそハ骨と折

といふ言なるべし 轉じては物を三ツふさにかゝめたるを云なり 丈木抄 源仲正朝臣の哥に かゝまりてある
三ツふし勾めたるさまなり
こつるのおもふいかりとさとひいでの小田に早苗とる見てな 老勾まりて歩行
よみけるは額なるまひいでにはちらの門に入まての間にとをひしてたゞふ かゝき嫗よ
みえあいまといへる詞に門の内より門出る間にいるときこゆ
こつてとよまれたるをも得なるべし 古事記に倭建命の御言に吾足
如三重勾而甚疲（ミヘノマガリナシテイタクツカレタリ）とありし 御足の勝たゆたきを譬へのたまひて三重
かゞまりとあれど三重としるし給へるは此三勾と云へる歌のおもむきに通
ひて丈ゆゑて腰の二重にかゞまると云は今世にもいふ言にて 丈木抄の哥に
あはれくの腰二重なる身なれとも 杖をつきてぞ菜葉をつむ 大坂に
此姨いとふたゝみてふえにてみつからおとし見えてり 立（志）て二つといへるなど
みつけてや身體の三ツに折るを見たる形容を三勾と云しなるべし

合せてし、此ころ下総の住人なる民比老なるの物語せし言の
中におのれ年老たれといまた足健の三つに於て大かた
なしたれといへりこれ古への書にも見えたる詞にてさてみつることし
みえ三句もありけるにや
三つとは老の三句にあたるともいふ　交るは字の如き甚しくいふ
心にて
詞なるへし　文あるまた文あるといふは氣なし　根なし
なかりしにまさしき大かた同し意にて始まりてしかくなるにつき
形容をいふなるへし　又桂陰姫の家集にも老ぬさいまりて形容をいふとよみて詠
あることそみえたり　鴨長明抄に道因法師の事をいふ年たかくなりて耳など
もおほろなりしにや今の時にもよろしき法師の詩のきゝにけるそれ
ときにそよふ事もなくて耳もとかくきこえすしてなく
さくなりて常に此事を其序の文續世繼の序の文に
みえさしたる女の杖にかゝりたるを見て老ゆけは百とせにあまるも
ありけり　其後山城の栖にわすれたるにやといふに形容
とあらはれて老は合ふし　さて此言を漢字にあつるは顔眼色哉
抄 古本仁治二年に写せる本を に文離といふは味せ皺と訓ても色衰
建長二年に写しけり
字類抄にも此訓の如く載たり　文顕昭の散木抄にも集のほとにいへり
又やしこつかれたるをも文離といへるをみるに又大江匡房卿の
續本朝往生傳に此門　[illegible]　惠心[illegible]日永輪指矢蒼千
餘之老乃波久良希之背に逢に分留哉とあるを印本に文離
八十餘之老の波海月之骨に逢に計留哉とあるは尾張国真福寺
本にある古写本　建長　に二様とも並載たり　寿永年男記　久八年

第十八丁巳閏六月十三日於越前国　に載たる坂上大嬢に与へし長歌
前後擬擬静流撰之とあり
六月八日未時詠和歌曰みな雑八千餘之老乃波海月之中にて逢に計
而絶とさせり件の歌にもみつきたるをみな雑と書て書きたる也然るに
古本人の書抄に集にも此哥の義て薮豆波左須波比古乃彌刀利乃
訖比乃太に参久良妣乃保称爾阿布冨宇にして末波比と書きたるも薮豆波とありは
他本に誤ありしや近比或人此件のことを抄の中に此書る字を抄りて薮豆
波とかへりとしてかの説ありて布書三句を
於比と書るを能字を速くする歌を此も説にと書まして薮豆波にも書る
事ありとも更に繕とせるはいふもあらぬうへに甚疑のある所也古注の
和州集にいへる以遣の歌は　かくて文雑の字は漢字よ日本注に
書とらしくてさりに諸のうし
身體無枝格之貌とい字の字義とあるはミヅハサスといふ書
不譯せるなり　是を合考て言の義は證と足べき也よて今考ふる

ヘ三句の義ならしはミヅハとも清て言ふとぞいへり　ミヅハとしいふは
かくいふもしとし思ふに今もあるといふ此言の様拝蝿がよめる歌に
を始めてそれより後の寺とも書に宛てたるは水よりはいけるは古へは書
水をミツト清ていへる也しきにまかせ考る由は古事記に弥都波能売
神また神代紀に罔象の訓注に瀰菟破と見えたるは水神の御名
なれは弥都波能売など書るは決て水の義なるべきは然と言へる字を充
られたる又今昔物語集の首に併勝いふ男の文をあまた出せるに返事
せざりける由をいへる処にこころの年月を経りぬれどあいる目みえとかや
のなかぬよさむくなりぬるを見つつのつまよりてかしこう婢女をみつ
とてつけてやりしといへ文男のかけすに言ふの見ざりつるのあし

さる氷魚の論をもちてあらくかしいふことはなかる故のこともあり
これして濁てといふをしとのせとしてあかけ云此氷魚はこれを名
付たるにはあらで此意をもりて字に付なしのたぐひなる故のこと有りとの
ら氷魚と云ふを無する事有り 但し後世の方詞の云付には清濁の相
なしたりて女の訓例しまれしにはあれと伴の名氏名を女の名
のうちよかけてここに名をてのこそはあかりまロつきてつきたるが
上古には中ほどの故のことありともあらふことを無て云へる
て甚たとありて中文字を中海の水とよむ時はいと拙くなりて
中の文かきさせとも思ひ合はすべし 万葉集には氷ともいはず萬葉とし
二つとは書きし集は清濁定かなる書
さ年も文字には證とし難しされど言の清濁は正しき書に判ありて云
し異なるもあるはさまで言の本の清音なるは今さら論ふまでもあるべし

連声音便なとによりて本の言も濁るとも皆ありて云ふは本の音までもの
あるとなるを又其言を合せていできたる言ありぬべく又本言の延約
みなりておのづから濁音あるといふことはあまたもきこゆるがそが人の口つき
にしたがひきはれ古より必しも一定ならねばすべてもいひその要しき
ことは前に記せるものなり 故雅しく義都和尼須と都を清て濁るべしと字引ぬ
三ツ手サ化とりよ濁声の證とすべしといふその次の段に今の世のごとく 名義抄よ
あててミツといひまてはり方に伝ふるものみて出しくしてあるべし かくてみつ
ことし文字をさほどに云詞の字に善ならかに見ゆるなる源氏之
集に能く女し井に氷といふしょてすしのさき新たなるとすをへてさある東
の新されはうるさしまてたとへ言ふべし此今後拾遺集に作名をて歌にし
冷泉院の御文とりあはし女の名井
かなるをかくいふをもあはせとも伝へられば源氏夕顔の巻
とありて方八月しは拾遺一年には二句ともある清水のとあり
小股光文の跡に此処のとふて伝へしあくみつとみて伝へるなり
毎たつ花のみ濃事納云あ伝に同歌のうつへするつきとなひまでも
をさして文詞なり

あきといふ世をあらためし後は卿の都なる歌集に秋なくし
いふくいやまん和歌集のうらにしまそふけろ分ちまれは文七夕の詩に
老あれをあれそはなることをよせてゐるのあなるとをとこし
頭昭の此七夕の詩のほとこらさるもしとは老めるといふこゝろさまをしいふ
支離と書て七夕の詞にはいやさくるも御ぬさきには水をとゝとはいてる萬葉集
にはこゝろをきにしてまあるとして其の萬葉集には水沫(ミナハナス)素須徴命(キタゴ)拇
縄能とよとある水沫を縄にあらそれとけれは水沫とこゆる詩ありて皆
ミナワとよむべきなりこゝろとこしてよみてもさはふきこえたる誤あり　杉永
貞徳の歌　材攅撒揞遶にけ詩を解て云七月七日の醆也のいましあらへ
さる時井花水を酌て仙菓調るのありて夫れをあるさにほせて
老人は短夜にあきにも鳥のいまく鳴さるさとほ部てこゝろしそ居
るといふ事これいへり　新後撰集は鴨長明いふふせし後の庭にこ
この儀さらに無し
きこゆし歌は昔のもしあらすくは吏本抄は嘉暦元年保かし山の谷の
ことのよしにそ日月の歌は文字に入さにつる

老たるの紫を出し別てみともさ此めりさきてしまて新葉集
老後味懐旧遠のみちにふさをしまつきらる庭ころをしよ
と相もし川に老の家百首歌合に老をいひさまわる年浦しとる
世川かるき歌もこゝろきしく風雅和歌集　作者あまりの詩を集め　あまのみて文永八年に
撰ことよしまの浦の歌合にあり　さとさきは侍るを物語
序みふ
浩のおやまらねこと下ゆかるやとにゆるよとて此の河はあまりの池の文字に
西の梁此おかるし　西梁はあまりの名あり　これとさらえぬよあきる　あて堪昔のかきつろう
とは思ひもとほよるの浦波あかれるこけとさてこえるの流共中に
販みその吉此ちやを坂にて昔の歌文字ある章のさすなを
て甚だをふくところみたる老人のさまあらとの人にはこのふやうく

まことの心ハうしなはれてたゞ詞ハかざりて初學の者はよみつきかねて見え
あしかりけれバかゝれバ今ハ學ぶ者文字ハ正しからず書ハ草假字
みづから文字を正しくとられぬ事なりし也書付て定むるを
今ある本ハよりて皆ミなよしと定めて書も捨られぬにこそといふ
言の義定かならず昔ハさまざまの説あれといづれもたしかならずまぎらはし
いふ説をもさてあらぬべきことさへおほく考出て書くしるしの方
ぬと或人あやしみてたづぬるにけれバ其説よくさとりて
て書つけて見るにも古へのふミよりも是をとりてやうやうかくのことくなりぬ
かくてはしめ考へ見ハさればこそとおもひて我々はこゝに
おしくハ心得ぬまでも更にそのためにかくかくのことくあまたありといふべし

ともしく見えし人の心はこそと判かの人ぞりおしはかりていはむとするその
ためにとりなせるなり

○さくさめのとじ　いとうかしこき

後撰集十八巻雑四に人の許に文やりていひて侍りける
あるが中をおこなふ人ありと聞て　此義ハいふにかくれたる所に人ありと聞てよめり　久しうきまで
おほかりけれバわたうかたうの　あるべき事書の定法に傳べきの意の本　小ハあとかくすとありて　かけさ此本のみハ
下よみし心をとりてかくあらじやとといひけれバ女の返事とて
そらひしもあらと命まて待よらぬへしさまさまのとしとどこかけ
かはらぬ者のこゝのつくあしかさてすゑうら流てよ形部たにうき名

此さくはあのよしといへる事旧説とせしく此ゆゑにとかく定まれりといはまほしや
思ひよしにつけてまさしくそのよ見えける説どもしるを書抜出て新
考へめくらしめくりありけるを或はくさくだもの人の書けるを見て見せもし
しるしてせんとするにおほやけにまさなしとてとりて書つく

後撰集正義に奥書は寿永二年九月下旬受庭訓了 去乾元々年
之沙門自筆月十八日二度二月晦日古本の後撰二本集考之施
訓畢 從二位 此受説桑門寂蓮並判 文治元年十月 右書畢とあり
此寂蓮といへる人の本名詳ならん 按るに書中に庭訓或は師説とあるは
よしを他書に考合せるに大かた俊成卿に定家卿の説なる故 これは俊成卿の
子孫の旧説といへりにつけて奥書の年号によりて考るに 為世卿の家
説を寂蓮にうつして書記せるものなるべし さてその寂蓮は当寂は脈よりみる系図
矢 俊成入道寂蓮といふ人ありて為祖父和歌入道に並ちよう 又宗緒入
道寂蓮論まて代々撰集に入る作者也 其上和歌の女は為家卿の室にて
為氏卿為教卿の母たる因やたのかりし 宇都宮の族と云人多きなよを
此寂蓮は時代も合ひてさゆれは決て此奥縦する入道寂蓮とおもふ中よ
此正義には大かたそのよしを記しこれにもとを此書をとりて論て 又たふおうら

為寂は脈の宗緒入道寂蓮とて師説と云さくさぬの刀自説人一同の説
印本には蓮寂と作るは誤なり
ありしかの名の由今さらにとかれぬはさてこそあらめ但し俊成
入道殿祖父の説をも もとすれば伊予三位とあるは異説あり 定家卿の二代集乃
間の事とてこゝにしるせる書ありて庭訓にことよせて今此伴の如く注されて
て女年云首か祖母云合云 歌文説波入道殿俊成卿 定家母辞 乳母
の説也 極説也 近世云歌人とあるは庭訓といへれさるは文徳成に
の説也 右のか祖母といふは伊予三位無子将に説乳母と注せり
はさきのよしといふは早蔵早苗なとにて早の字乃心なるといふ説初
学のさき道女たちやめ初春の河内女の女のしかり 能よくさくさるへ
のよしに早苗女のよしにて侍よ清ぬへしともある歟 二代集の間ろ
事には此文よ
引つけてあらきなきを思て侍に清ぬへし 子字女の年とよみたる
此説後撰集一秘事也 云歌人云 又さくさるの年侍よ清ぬへしと
いへはあらはかくさの心を書とるに又俊成卿所注近考と書云中
に十年まて死由歟と疑後撰集興此秘説相叶可有無と記され

とれど年の事とかはなくるハいかに　さらぬ平居の事にて侍りしに
おもひさてこの巻は下より画し
詞はあようかりの心をとりてしとしも書へしとも覚えにかしかるに
あさき事なれどやあようかなるとハいへるあようかなるとふるなるへくか
いかとりなれ　指巻集　枕草紙よりなるへくかなりと書たり　以上　右書
の文選字類文ありて讀ときの文字の紛らはしきを呉本にては校訂し文此語に
定家卿の游藁類文並集の間に事よし鏡を見て各々日記ちぬとれ
枕草子などしも校合せて詞のとくのひて中のゆかしかるは清輔にて云行成
つきて訂してりさてこれちかの文ハ字義の地の文也
に刀自とかくもとろとし匡房にもかくもしさくさるハ誤りとあるの異名也
とてし年よみにも刀自あるとはさりとあ刀自にて有りかなるへし或云
はくさあのとしハ誤りとあるり　日本紀にも見えたり　今按ずるに日本紀にさ
あし此ハ日本紀にあらうにも刀自とふとあるらしの訓にさあのとしといふこと
なるし允恭紀にも戸母此云觀自ふとと見えたり　諸国諺抄にもいはく

さあハ誤りとあるをいへりと注されたり　所作の袖中抄にもふるさとハさあとハ
誰国可抄にもさりとあせとりてつゝおもしろとさて
あさしとなせそれのかたりには古き鬪惱ともふとかくちんしへなしおもさとて
ハ雲傳抄にさくさあさりとあるといへるは　匡房江の由傳抄にあり
を記させおきて　倭抄抄とハ今世に　今按ずるに枕草子の集に説林樸樕抄
云名抄といへりけるをもうふり
此にさくさあ出雲の土造の事につきて大原の郡に住みて稲田姫の
の系
云よて見しそれはさくさあのいふことやよそよ心の中に我すゑは係
後撰のおかしこれをわがよせるや戸の義なるを刀自とも云へるなる
といはれたりといへり　谷川士清の和訓栞にも伝へ従画として此文を挙て此
説頭の下のハ倭名抄に委しく見えたりといへりその
倭名抄ハ已にいはく是れさて此の林樸樕世に夢からぬ書なるが　雲州樋河
いつきて既撰ありて今これをあげていまだこの文の後にろかたとけり
上天則傍の　著る書之　文政六年の素盞嗚尊稲田姫を得て大蛇を遅んとして
事のよし素盞嗚尊先欲隠其女云者　七里樋　八重墻於依草子黒隠女

於其中二千時始詠三十一文字歌曰八雲たつ云々稲田姫乃八重垣大内
神是也と見えたることも考ふ同し古注のことき思ひ合すへし此後様の説は
伴の古注小よりて出来たるものなる偽し 出雲風土記に云於大原郷云々須佐能乎命御子青幡佐久佐
日古命坐故云大原とありて佐久佐社と云ると載り 文徳実録にも
青幡佐草壮丁命三代実録に佐草神 神名式に佐久佐神社と載りたる
なるも同神にて今大原郡佐草村ありて此神社あり 俗には八重垣大
明神と称ふと云人以てり同風土記に大原郡斐伊川云々高麻山云々古老
伝云神須佐能袁命御子青幡佐草壮子命是山上麻蒔初故云高麻山即
此山峯坐其御魂也とも見えたりさて伴の稲田姫の事乃二段正
史日記にもみえぬことは更なる事なれはさて殊に稲田姫の事といへる伝へ
あれとも古傳に依るといひてきこゆ出雲の土俗の古き説とかのうて
雲義にもあらしたる年齢の事ふて傳ふる詞にあらしかはの心をとりて
とは書くも覚えぬせし宿にかきてあれはあやしかなりといへる
ふやといひたるは無きのふて其こと我妻を思ひて通へる男のうへをいふ

母のそこにておくるあれはかさしと實を隠して佐草女の古説に擬へて
女と佐草女の小擬へ母はいつしそれか家の力自に擬へて書るなるへし
あることのも也 此足はさくさめは嚏をくさめといふはさくさめといふ
かけてもありかるへし今俗に女の女と女童なとはさくさめといひ
古事鼻鳴を云ふとまて然いとあやしき事なりさてくさめといふは古き書に
は見及ひたし俗語事に老する尼の
まて行きされたるも拾芥抄に嚏時頌クサメ件事云々なとえたる
くらうあとけたる言あとしかは
とも見えたりは古き説にて万葉集に眉根掻き鼻鳴紐解け待つや何日
かも見むと恋ひし
事は君にあひたるしるしにて女の母乃かくて其方平常の
くさめしつは待てる由の説をとも思てなるふしやらしいか
を述てるとは矣まて一つの事てつはなるへし通ふか
て詞にあらかなるの心をとりてとは書る也あらかはかりは
ともいひて互にしれるをとあしさはいさん他ののさといひ付て擬へて

其事と悟らはつおもしろかるへきを悟らてよまる時ハ後ふて謬りさるゝにて
さいふなるへし定家卿の天福本後撰集の奥よ前筑前の守の
本を抜へて 此本の丁ハ下よりふへし あまりかたきをあとかたもなく書と絶しの定
云代集問に事にも或本 此言洞西院 右京 君也 よさてあかくしてもちゐたえ
あとかたもなく書てとゆり
むかしよりもつらるあまりかたくもさるれてみえすり これも定家本ふハ あまりかたくとあり
さまにあまりのうハくめてえていふ婦らて古本言をとらうごて きて
きこえしをもろきて取あとい例の詞也 上ふ引る如く何係に
うとあれハ云ハきゝ 此あまりかたきの云ざえをとりてかくやにて何京
何れと別あるを なそくかくうといへす
女の古筆をよて女の母乃手ハ人をあやしみて男のりをよいひやりつ
なんへし 其作者の古言ハその如く書く世の人のこれをよみて云々その語り
かるへて御りしもあらしかるあるへくれとその後今詳すり猶だ

さ絲を細うさるへき由なりしきそ件のあまりかたきの心をとりてとくる細
の事を袖中抄よ言葉抄にハふかりの心をとりてと書とえ 或本ふハあま
まりの人をとふそていけつ或本ふハあつすりの人しあつきあまりかく
てハあつまかうりと同しくあり ふかれ人とかけると 女男の人をとくして
とハ云とも或本ふいとてみえぬうえて きて此もよしいてよ異説あるとあるは
んしけふとも古本えはといふり
辨ふ一先袖中抄さくさものとし其家よえ文治威代の書とぞるる
後撰集ふハ此云の歌の古筆を丁年とえて書述ふりて或書ふハ女を
丁年ハ若くさかりなる岁されハさくさものとしもとその人在といひ又れ
とさうとその花く盛なるていふ也すハ以てと此文丁と手とハ或ハ甘歳ハ
辛といふ事もあまハ辛ふよて老ける人在或ハ年ともよへしといへると
丁歳をとハ強圉といふ綺語抄ふハ赤奮若歳えへ丑歳名也 或物よハ丙
寅歳え或作噩歳於酉歳名也今按よかの女かやうの才学ゆりて

其筆と考へしも［illegible］と並て行成卿の書れけるをあやしむ
古今抄には行成大納言の書れける後撰集にはそのとしとくに文
字を刀自と書たりけるにあはせて匡房中納言の申しつたへしとは
さることの其名なりとてされはかの古乃そてのとしといへるは年には
あらて刀自にてあはせけるなりとて且ゆるとてされは行成卿の書撰
已以前達あまりは從すぬ事なとといへり　古今抄は僧教長の抄にて袖中抄の仲の文印本浜字あり今其本は
按へ古今抄の文は本書に合せ行して古今川つと
集を考定の　本には法名と署し桑門融覚とあり　俊成して書添たへる文に可寿　按察大納
言之筆　定家卿之年秋留　彼倍恵出彼本一校合　色紙紗嘉紙　二十巻也　藤原珍
筆　近代説々に其事等は朱に延とありて彼本の其有る処を抄出て

記せる古事に［illegible］のとし或抄云世大納言筆に［illegible］と詠れたと同人にて
ありけるの日之古今は年号のは古今十年に浄書その漢字とい假字に対へて書
とのう古今に年に［illegible］にしてゐ［illegible］
書をはゐて古今集には全世其他假字古今之の［illegible］
いとふ別なり或は假字にて古今に書てと記れたる或抄に云十年の事は京にありける
とし假字にて古今にと［illegible］
全集には其古今集事にと［illegible］
顕昭の袖中抄の説も亦之し古今之の日本古今は同年なりしかたなるらし
事みつけし然ものなり［illegible］三代集間に事を後撰集の事を
書を撰ぶ人へ多く書き〔千内行成卿は古書にして〕日記〔假名〕書集抄その後撰の古今よしく
は古義ある大納言本にて取くは伝て行成卿本也　紫式部日記
事とかは古今集は古今後撰集拾遺抄その部としは古語にはくらつて〔寛弘五年の〕
伝説の中納言〔行成卿〕延轉とあり〔も〕草紙ひとつに書く記てはく書
世になりとしいへるそのかくし然この書まて古本のありけ数あつらしるいへ合
にもえへる

云へしさてそのむかしの筆にはじめを丁年と書きたるといへるは刀自を
州里刀自とするに書きたりけるを丁年と見誤りて書写せる
本の誤なるも盛の説あるとして古今集并元暦紙の寄書と見ゆるにも
見ゆるも古字假字を草にて書き過ぐる 上にも別ちける如く 正義に註し給ふ云
一首あり其は古人の歌に書なしたるにてさる例あり
むかし刀自と書きたると匡房にかかりしと定むるも説と
思ふ神代紀に云々にも成大納言の書きたる後撰にいてはしといふ
ある字を刀自と誤りたるにて会せて匡房中納言申しは云は
續の文をよく読みてさるに云集にも書きさへさるのとし此字に注補
よりて出せり
能臣所注返云と書し中に十年にて死由叙と歎きと記されたるは
読よかの刀自を丁年の筆ににて丁年とも見誤りて人の説あるともす
てさる強説は世に遠けれど後に匡房ての正しく読みて書き

あるべき学びて刀自とあるをもて書すへきなり 丈夫等に年を定め給ふの
をさもあらんさて我なりけりといふなるのをとしまことならは刀自
此年のことを改めるにあれは書に論するならむと 我せる年の数
にて丈夫をと人々の見誤りたるものの推して察るべしさて
此は古きもの文あるかいかにて言なるとも知りて解る
説あれと論には足らぬさまにて只此の書紗にはさとさるのし
十の年を宗大納言の説の歌合論義に此年といきはせし今
うるふを記したるよしも見えさいはゆる論義にやあらむその
かくのゆゑかの あつるやなしや其の説をかき傳へたることのなきは
見あすへきこと

○鹿をすかるは又かせきといふ由

鹿の一名すがるといふ由ハ顕昭の袖中抄をはじめ無明抄
綺語抄奥儀抄童蒙抄なとにみな鹿をいふといへり或ハ若き鹿
ともいひ又さて男鹿とも鹿をもとよりすがると申にいづれもといへり
然る事也八雲御抄にも此説を用ひさせたまへり但し上の條此
傍の説ありてはその説の中にていとみだりにて信がたきもの多ければ
輙く従ひかたし然るに蜂にも蜾蠃(スガル)一名すがると云があるに混ずる
きにかゝる近世の人此中にかゝりて鹿の一名なる事を疑ひ
て古今集の歌にもすがるなくとあるを古人此鹿の事也と心得
ひしを誤りとて説のきこえしと共古今集なとにいへるも
其その如く随て雑る説もいまだきこえず今さら思ふ処ハなく

上の条此旧説に随ふべしかくて鹿をすがるといへる事此ともに
みな又さらにかの古今集なる離別の歌にもよく人すがるなく秋の
萩原朝たちて旅行人をいつとか待んとよめるもとよりすがるなる
さて鹿をすがるといふよしは鹿はあるが中にも長高(タケ)く瘦弱(ヤサカミ)なるものの
なるものの腰はさすがに細く見ゆるものなれば蜾蠃の腰の細きによ
譬へて野山に近き里人などの目馴たる所にはやがて名にもなさんと呼る
ならむかのすがるに常さ二名とあれともの似たるべし 山里人の云鹿さ
くて腰の弱きものは猶すぐれて鹿櫃(カキ)に追入ても或ハ草にすがりて 肩胸のかくハ強
きと腰ハつひとはくありても歩(アリ)くこととえせになるものなりといへり
旧説にも若き鹿なりとしいへるはかれが若きうちは殊に云ふべく瘦
たる也あれは其の考へよろしくきこゆるといふかれが若きをといへるぞ

な惣てのりくまにかゝげて呼やうもあれどもいづれもうそなし與ふて

圖部翁の冠辞考に万葉集に腰細之須軽娘女之其姿之端

正尓云々とあり又飛翔為蜾蠃如來腰細丹とよみ又雄略紀に

蜾蠃此云須我屬とありて常に似我蜂といふ也此蜂ことに腰のほそけ

きぞ女の腰の細きに譬ていへる也他の国に何がしの王の好みし

如く女は腰の細きをたしなむ自注にこのむもあるは他の国にても細

腰蜂といへるも有なり色黒し雌なく子なし土にて房を作て

桑蟲をとり来て房に置てまじなひて七日ほどへれば其のむし子となる

といひ伝へし如く今も見る人もあるなりさてかの他し巣にて生

たる故に蜾蠃とはいふなるべしまいたれもつる如く今にさて[illegible]

譬へていへると思へるなりしかいふは俊頼卿の散木集に[illegible]

[illegible]の牛はいのちかぎりにひくやせてえこそふしけれ

[illegible]つけて[illegible]にむかひていへるも[illegible]立直れ

云ことを又かまきりしてふは蟷螂の轉語にて今俗にかまきりといふ

いふ虫の類はあまたの細きにまへなる也 新撰字鏡に蟷螂舞 之蟷螂といへるも その

虫の姿のさまして頭のさきのあけたるさまのいとなる傍し

さそらの虫は名いかにもあしといふさへかいなきをいふ

かまきり轉ずるも蟷螂の形をまて牛にあまたなる也又一條兼良公の

尺素往来の文詞に蟷螂廿匹進之候と書せられたるも蟷螂は馬の痩

まじかくるをなぞらえたるは名也 但し此文にては卑下の辞に用ひ玉へるなり

痩馬と蟷螂といへることしかとしる也 今若狭にて鄙言に痩馬をおとしめてクウロギといへり

蟷螂を詠まで牛をも馬をも蟷螂にたとへいふを螺蠃のたぐひに
音ときこゆ
准へて云合せしかくて古今集の歌の意は女の男にいひやる
よみてある趣にて女のこひ人を鹿によそへて今咲く萩の咲きたる
野を朝立てゆく君を見るにたとへし別れてかへるをいとをしくて堪へ
侍べきそいとかなしき事なるべきなと甚かなしといへるにして
乾といふ意ときこえたり或人此説をきゝて云く鹿をもさる事とは云はれまじけれど万葉集の歌
に螺蠃をすて女の形容にたとへたるは腰の細きを愛賞したる例あり
古の古今集なるもおもひわかと女のおもかげへといひかけしとする時はうつくしの
形容をほこらしく螺蠃にたとへたるなりてつきたる説にはあらずやと云
又菅けらくまつて云ふはかく云ひ給ふべし此説にては其の形容をさして
つまへいひかくしかれど鹿はことよつま恋して鳴くといひたるのなれば
其人の云ひたるもあるなりつらし云ひやりていはゞ女のおもひ牡
鹿の心をたとへになるてあるやうにさへなきそのさかさまにさしてい
びさご事なし但し牡鹿は鳴くものなりときけばそれがんだへなり
てよめるにやといへる説をいはれたりとも思はれねば又かくいへるは
しもくてこの歌のうちには何れも草木をよみてこそ草のいろに
ならしてもしいふめりこそ牡鹿も牡鹿の如くよまるゝ秋の哀
ては牡を忘れて音にのみ鳴くもかゝれ猟人の鹿笛を其牡鹿
の聲をまねびたるものなり吉田の兼好が徒然草にいさみの心ける
ほしぶみてはうれしき笛には秋の鹿必ずよるといへりと挑みて
今もさるんだよるこのしてその笛つくりてかくしあるのかとさらに
猟人のかゝるときいりき遊ぶはその秋の萩原を好くあるらしい
やがて牡鹿のかなときはよりてなきゝ鹿もかくるといふて牡鹿
なせし難にかくやもへてあらば鹿をとらむ
させるとうまくかれば牡鹿をいふ一名ありけると後には牡
ばかりて昨日は事と知れなきていしはさて鹿とさぞかなまでに
る歌も康和太郎百首に跡を見て大江匡房卿さかりより上に世中の道や
深くしいれる人の道に入るもの夫木集には序に鹿俊頼卿秋立ちて
さえちるかふに咲きても萩の花もつらへ心もかへらむ也並びに和尚の捨玉

集の奥ハかきこめりける後ならハ先かゝまじらやなとかうべきにふ
かあるべし或人の云ク万葉ニ春之在者酢軽成野之霍公鳥保等穂
跡妹爾不相来爾家里とある歌の酢軽成の成ハ京本ニハ鳴と
書なりけむを鳴も成も共に打まかせてハ奈留とよみまぎれて成と書
あやまれるにて蜾蠃とハいふ野のとよむべく書るべし
古今集にもなかく秋の萩原とよめるもこれも蜾蠃を春より
秋かけて野にさかへ虫なれハ春にも秋にもありといふぞさた
いみしき謬説にて論にふにも足らぬ事也 この事のあれハ
あふいふべし此歌の意ハか岩千蔭が此集の略解に蜾蠃の事を
云と此て春草を借て其の故にさかりといふるべしおもひもとなり
蜂の巣を借てみるまでまじりかめさかりのめくといふ言えてさかりなり
とて蜂をめるべしまた集中野にはさかりなるある事多し上て
おもとしとうへん序にて殆妹に逢へきと定にして年月を過し来るけ
つらといふありと翁いはれきされと二の句短かるもなほあるといへ
りき副翁の説をおもはく此るる事ときこゆると二の句短かに言
といふも考ふ及ばさりしあるべし おのせる思ふ所ハ翁の説本書に
むかしふうるされたりし略解の文跡にそかくはきてこれかれを併の
翁の説によりて古かいつくまつこの句をとこるにとめみきりて野
のかくをさたもつ縁よりて心得へしするハ其されたとりふて云ふ

これよしハ春の言ハすなわちれの蜂の巣を借るとて卯まし
おれく春の言より夏かけくの事なれハこの句の云ふされたハあらし
ごといしの事にハあつくに世にも云あり此歌をいへるあり一首の趣
を聞くるのとかる女と男の契りかたりてあだし諦ハおもへくと
ありいて家にありたさしかしんもしくにおりく日数へてもあふくなき
うらくありてをこになりぬると知りきて此の蜂の巣をかりてなさをゝみに
ゆくりなくて女の方の心れいできて他夫のもとにゆきて其るふをそ
とあつて思はしなるへしさていこともありくそらくあいれいかさ
歌とそきこえける 又鹿をかざしといふ由も牡鹿の角を織機其桛のごとく
見なしてゐまへしつる物なるべし但し今の世なるべて用つる桛ハさだかなると
ゐまはしくしのいぬさをその古さゐれるならぬと思ひてかくいへるなりお
うきてあつふいをひとかりしそつき形されと古しへの桛の事をし
辯へかてらいふべし其ころ古語拾遺に御歳神の所為と記せる文に
發怒以蝗放其由苗葉忽枯損似篠竹云々とありて其を大地主神

の名なるべきに御歳神の名とも見えて言に宜以麻柄作桛桛之と見え
たるも桛を新撰字鏡に桛カ棟反加世比とあるもこれなり但し桛と
作るは誤写なるべくそのもの器體なるべし延暦大神宮儀式帳に金銅加
世比また金桛銀桛などみえ大神宮式にも金銅加世比祝詞式に
も金桛と作り又大神宮の神寶図にも此具ありて御桛と書せり
文永の遷宮記に神寶の中に金一桛巻糸器也と注せりその後の大神宮の
書どもは桛と書るいと多しさて此桛字は漢籍にもみえた
るは五音類聚に俗拝字と注せりとて拝を良棟切と字書にも
みえたれば字鏡にカ棟反とあるに合ひて同音なり
書どもにも考へたり加世比と訓むべき義あるにも字鏡につきて製
造の義と相考ふれど手に従ひ上下に縦ひされば加世の義あるにや
ることも得ず依るにも其義を注せる書の絶てなき皇国の其義の訓の作は
またなるべし然思へども他の字にも例ありて又加世比とはむべき料
に皇国にて新に製せる字なるべしものづから彼国に在来れるにや

義も異なるべき字源にてかしこの字音とするはこの訓詞とを交へ注せ
るにてもあるべしさるは思ひよりて文他字のうへ例ありそれらの例も
ともに論ふべしかくて加世比といふ義はもと加世布といふ言にて業に
なる名なり上下にはらへしてその具の名となれる言なること此具は然して糸
を操る器なるが故にその加世不といふ言を活かして加世比といふなる
べし桛に綛といふも従く言にて其のもの節にも器をふるも掛ふ云ても云ゆ
其のもとはたらい桛のもの本をもていふより例の詞なるべし
る宜以桛桛之とある文もカセヒヲモテカセヘとよむべきなりさては麻柄
にて作れる桛をもて稲の苗葉をかたし上下にゆるがして蝗を掃へよと
神の教なりし由と聞えたり 此の加世比といふ言はた桛の字を用
ゐるに見及ばざれどあれこれを通らしてかくいはば言ふべき例も他書ど
働きて其の仕事をかせぐといふ然為るべきをかせぐといふこの云撰
集抄にもみえたり字には桛とも綛とも稼しも
書なれどこれその加世不より轉訛せる言にてやあらむまた加世比を加世ともいへ

みえて萬葉集十六の巻にかとゆくかうみさとかりにまして鹿脊のやま
となる山也　續麻とかける梓といひ下して御とせるあるを　山城国
まくるあしは鹿脊山とこゆるを詠ミしにや
相楽郡に在て其を類聚国史に梓山とあるを今ハかせ
といふハさればいつきの国ひなりけれハ田舎女のかせすくとりいふなるを
ふりにしつかひふと衣もあらぬへきをあやしうつめるへしさて今これ
世のうせもおほくハ同しさまにてゐれハしれるともあるを上
にいへるごとくその古しへさまなるを考ふるにハいとよきおもしく
ゐたるいあるさまもあり　そハ伊勢二所皇大神宮此神寶の圖を見
えたるかくのごとし

御梓　二枚ハ金銅
　　　一枚ハ銀銅

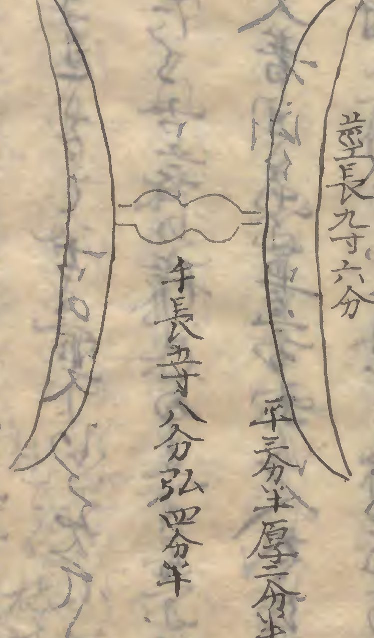

今案するに此神寶の御梓大神宮式に金銅賀世比二枚長各九寸六分手長五寸八分とこゆ長暦官符に注せる同し此図の寸法も又同し寛正官符にも莖長九寸七分半手長六寸七分方二分半手厚二分半手弘四分半とこえて此図とも遠へるは但し式官とにハ莖の平厚またく手の弘ハ見えずなれど

かくて鹿の一名をかせぎといふハまさに大なる牡鹿のさまをいふに角と左右にわかれたる梓の莖のことくなるをして山里人などのあやしくいひならはす名の一名となれるなるへし
　當時の俗に一歳のものハ牡鹿の角も未の間もなくしておいたるハいかにも常に角の高やかにて目だつれたるがされば始め鹿のさまを見ての角を稚きわかいまでまうし見につまてこのかたに稚きしたとするにいと出来く

弟の間といふも鹿と世るなり今の周防の公望の中にハ鹿を加世
これも又おのゝ合をあらし
といふ所あるとも人のいへる　法園の中にも然りといふ所ありとし和訓栞に角の殺株よりいふ
たゞさきの名のあらそひをなしとえいひて諸ありて別に説あり
と其説を已にかへりて定むとも株にかゝる由の説あるもしることなれと
其委しき説をきゝおよばれいまく古事記雄略天皇の御世の條に綿之蚊屋野多に
さりに已る説をのそいふなり
野鹿之指挙角者如枯木（サヽグル ツノハ カラキノ）といふ之書紀に其戴角類枯木（サヽゲル ハニタリ カラウレキニ）と記
すまへりて古の郷ハいりてそへへき諸言をさゝへて然枯木のやうなるも又是ぞ合せし
たる古言の株よくあひへるにて自通ひて聞ゆこれも又
又著聞集に豊前の住人太郎入道といへる男ありける時常に猪を
射けるが或日山を過ぎて大猪に行あひ弓を射むとしけるに射てけるが
おりたるやうなるいてんもちてあらたまにもとしりけるが何とやらん思ひを子の

まつに並ぶやうにもろもろと見えれハその猪たちわかるゝとも見ゆるに枝のやうなる
地に落ちしもとれハ子猪を負ひたるが助けしよそ木のまくらにさそはれ
としけるにまことえして株にあへるかさゝへは冬枯のよそなる木末のさ道
のれい株を数ゆとも末の並むさゝ便にかさてゝる名すでとあゝのよにかゝふ
言ありしけるとて　かせきにいてまなるといふことハ常の末の株の菱く
まとえ枯木の末ミ出るあるんなりしよそこにみえ
下文にあるやうにみえしといへるハ其かせきといふ枯木の枝の葉と皮
くらみのきミ其蹄をもいへるハ織良のかせきに似たる由の名にて鹿をいふとる
みかよしなる事ゆる相生なりてもおのづから同し義の言にかよへるなり
まて又赤染衛門集に法輪にまうでたりし時すゝきをとりてある人
の鹿の代にと送りしとあるもあるふくしよし朝かけ鐘をあつまえ之

はるハ八のせきの道て高きなる所とよめる歌にそへてあるニハ節を上るにハ
杖極の桙すてゝものならバ甚ダ目ぶりにハいかにも山田く
やかりて朝ありけり道く鹿の高くふれが角の間に高く見えぬを
人の節とおくとてかの桙もちて立てりところ東にみえふせるなり
兵桙の名なりかせきしといふ事にもあらじ所をに合せて両向くは
かりにも也さて又さる銘しるし桙と倭に僕桙と云さんまことにいふた
杖極僕の説きるなり一し道世の鹿杖ヲ刺僕といふもあるハ杖首僕の義なり
此一かゝてあり一ハ鹿をかせきといふ也とハ牡鹿の角よりまするよりていふべ
一名あるを事のさまるよそにハ思ひおもふるまて まゝかせ杖といふハ木杖の
鹿などを呼ぶ言とも成り来れるなるべし
尾に岐あるをいへり和名抄從唐具に鹿杖漢語抄云鹿杖ハ加世都恵
またく行旅具にハ横首杖唐韻云䩞横首杖也漢語抄云䩞加世
都恵一云鹿杖といえたる鹿杖ハ杖の尾に岐あるを鹿角に

譬ふる也 鹿杖尾に岐あるハ老人なとの横首杖の首に鐘木の如く横木あるを
輪に狭き便よくかまへたるなり
いえハ俗にかゝて八鹿杖といふ別るゝとも同物の如くにしいふ載らせてあるハ鹿杖 鐘木杖と云
の首にかゝへて横木をふたつ作りたる例なりつくりかへて横首杖と僊せてし加世都恵
といひ訓めるなるを其を伴大納言画巻に

又日吉山王利生記　文永の末建治の頃の画なり

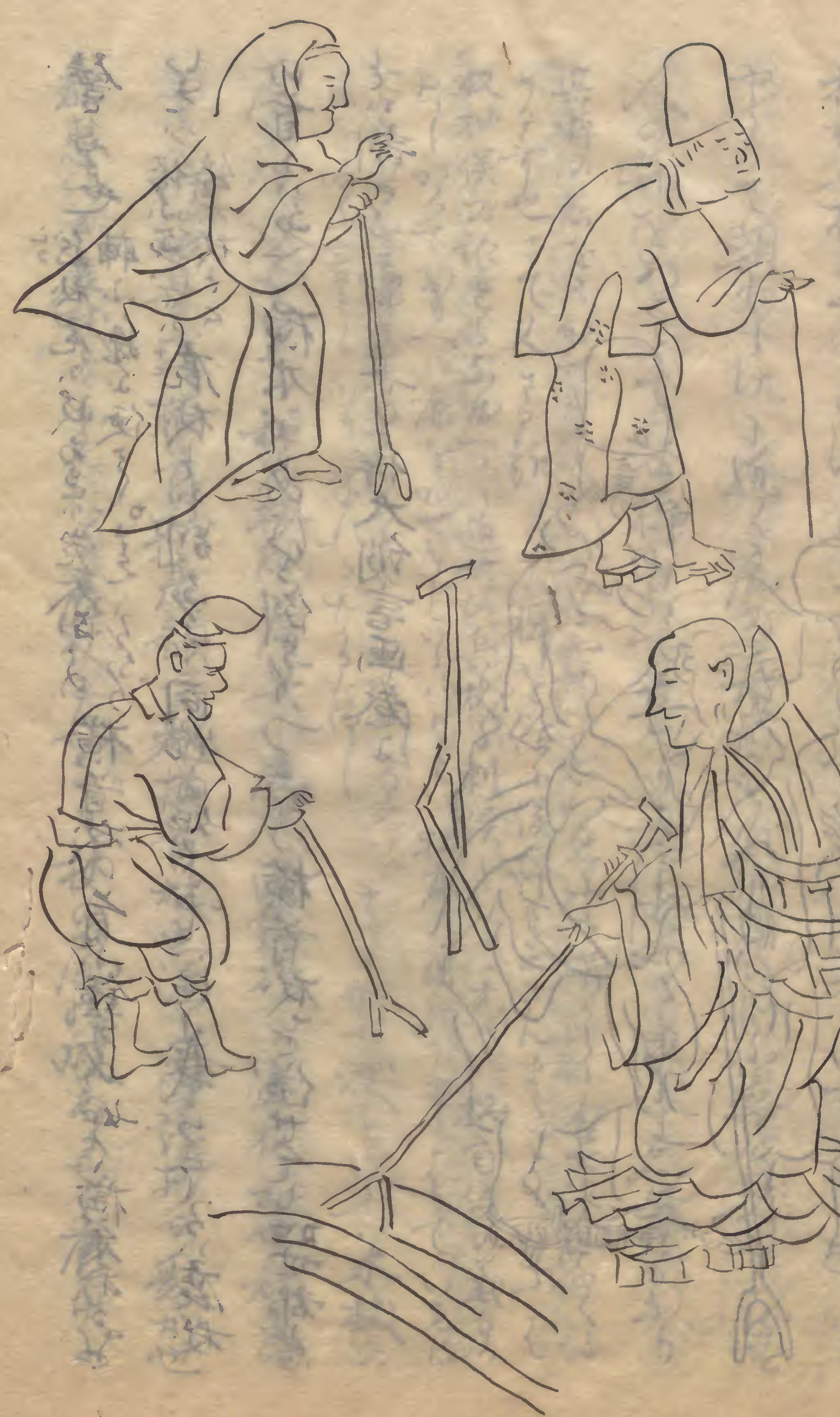

此僧の事を詞書に杖枷（かせ）をもちて河をわたるといへり

かく画けるハ見えぬなれバなり　此外古画にもみえたり　平家物語大塔建立のくだりに清盛高野へのぼりて大塔をおがみ奥の院へ参られたりければいづくともなく老僧の白髪なるが眉にハ霜をたれ額にハ波をたゝみかせ杖のふたまたなるにすがつて出来てのたまひけるハといへり
当時なへてハいはゆる横首杖を用ゐる事と聞えぬ且名をかせ杖といひならへる也　今もかせつゑといふことで　俗にハ撞木杖なり　その諺にハ老僧のさまをいはふにいふとてまづかせ杖のうへにすがるにかくいふなるべし
なりこる世の奥の山中にて老僧の用ひられけむさま思ひやられてをかしろきといふべきなり　又宇治拾遺物語ニ舎人下野武正か雨風の甚しかりける時法性寺殿にて蓑笠など着て殿舎の壊を防ぎまはるさまをいふとて文よりかせ杖をつきて走り

随ひて杖にすかりけるをいふなる事とそ 又同書に經頼て
いふ相撲の節をもたしむ十七日ま、鹿杖といふものつきこれと
いえるは此かせ杖の事ときこゆ其のかたちさしいで給へしかくて
かせ杖といふは、かの鹿角に角をえたるが名なるが後に其杖の形
の替りてもなほかの名をいふ由にあんつかなしにて鹿も可
よりて鹿をもえびしかせとも呼ぶ由をもたしむるまでなり
さて鹿をかせといふことの古く書にみえたるは書紀の景
行巻推古巻の古訓に白鹿などシロカヤキと見ゆ 私記などの訓なるべし 色葉字類抄にも鹿
カセキカノシシトいふ 又宇治拾遺物語に天竺に身の色は五色にて角の色は白き
鹿ありけり深山にのみすみて人にしられず 中略 其山に又鳥ありこの

かせぎを友として過ぐる 中略 國の后夢に見給ふやう大なるかせきあり
身の色は五色にて（角の）色白し そこらなき物語なりし鹿と かせぎと通はして書るは 又承安二年三
月十九日清輔朝臣に尚歯會の時辨阿闍梨の歌に鶴に髪かしらく
とは古しへのかせきの苑にやまひとそこれ かせきの苑は佛書にいへる鹿野苑によりてよめるなり 此歌
著聞集にも見えたり 新撰六帖に為家卿 山深く住むなる道のかくれかの
かせきしけてなきにけり 玉葉集に 雪の中みなれてはかせきのけちかき
世に遠ざかるほどぞしらるる 長明が方丈記にも峰のかせきの近くなれたるにつけても世に遠ざかる程をしると書るは、この歌
詞をとれるなり 長明はあのりにかしたられたる世の人ならずこの詞を用
ひたりときこゆれどぬれく思ひたるが故なるべし それと定かならず
思ふに古き歌などにもあるさるをあるべくもてとこのまれて
歌主といたるはてつきなけきこゆ

○鹿のちがへ

袋草紙に吉備大臣夢違の誦文は歌とてあらちをのかる矢のさきにたつ鹿もちがへをすればちがふとぞきく拾芥抄に夢誦とてかゝる國のなりもありけり此鹿のちがへをすればいかなる事にかといふ歌をいかなる事にとおもふにちかき年頃いとめづらしく思ひつることなりき武蔵國の多麻郡松原村阿伎留神社の神主阿留多伎負樹がおのれがもとに来たりて物がたりの因に語りけらく前つとし吉里へ筑紫人某の歌などよみて諸國をめぐりありとて去し人の家に来遇りてありけるといふをきゝて物語をきゝけるに紀伊國熊野

いそのせし時山路をゆきまよひてからうじて谷蔭なる小やの形ある一ッ家を見つけてやどりて居たるに猟人の家なり初夜とくるころ若き男の鐵炮を持ちながら帰り来て今日は大鹿に逢つれども射そこなひつることそよしかりしとはなしするを父と見ゆる翁のそれはちがへをしつるをしらずしておろかに耳よりて甚ちゝへといふは猟する事をするにつきて聞たる鹿の猟人に遭たるとき此方に向ひて前足をやつちのえてつき立て見おろしてある事はまへをちかくせるといへるか左の足して立回る時は狐なるべしさるなればいつも射ぬかし侍るなり但し若き鹿を然るやとえせば大なる老鹿にはなかなかしからぬ事にて侍るとかたりき

然りとて何とやら古歌を誦して鹿のちゝのさとしとやうの事のこれにぞ
知らるゝなりとは云ひ難かるべし歌のあるにかと聞くに彼のあらたち
その言は歌なるべしと見えてはなかりしといひてさきがらるゝは已に
里なりの山里人の山ふかく入らむとするにはまづその山を何と
左の足を上げてやまとちゝのつきて心をふとくもちて入るなり然す
れば山中にて災に遭ふことなし又山入るとてもをかしきなりけり
あらでこそのへゆく時もさもあらむやうにおもひはへりわやしく希ら
しきなり さてかのちゝの歌を夢違の歌といふ又は相夢ともいふ
吉に轉ずるの事をちかふともいふべし 金葉集に霞める夜の
ちかつれはとなりにけむと見えつれば これなり さるがしくもかどやの
かへとは義のことをいへるにやあらんとぞおもふ 其も鹿のちのとまる

さて菟餓野の鹿は相夢の古事にいふを合せて作れる歌と通之
なり其は書紀仁徳巻に佐伯部が鹿を殺せる由を記されてあり
因に俗云昔有二人往菟餓宿于野中時二鹿臥傍将及雞鳴
牡鹿謂牝鹿曰吾今夜夢之白霧多降之覆吾身是何祥焉牝鹿
答曰汝之出行必為人見射而死即以白塩塗其身如霜素之應也
時宿人心裏異之未及昧爽有獵人以射牡鹿而殺是以時人諺
曰鳴牡鹿矣随相夢也といへるへつゞけたるなり 但し拾芥抄にも見え之
それみつけまほしといへるは佛説の鹿野苑の事と摂津国風土記 なる夢諦ゆからむの
の事をとりあはせて作りなしてかくとききこゆ
小雄伴郡有夢野父老相傳云昔者刀我野有牡鹿其嫡牝鹿
居此野其妾牝鹿居淡路國野嶋彼牡鹿屢往野嶋与妾相愛

死此既而牡鹿来宿嫡所明旦牡鹿語其嫡云今夜夢吾背仁
雪零於都止見支又曰都須々紀草生止多利見支此夢何祥其嫡
悪夫復向妾可往乃詐相合曰背上生草者矢射背上之祥也
又雪零白塩塗宍之祥汝渡淡路野嶋者必遇船人射死海中
謹勿復往其牡鹿不勝感恋復渡野嶋海中遇逢行船終為射
死故名此野曰夢野俗諺云刀我野尓立留真牡鹿毋夢相乃
麻尓麻尓とあるせるをいまさしに異なることは後にあらはしていふその事は
くはしき傳なり　この夢野のさとは天平十九年の法隆寺流記に摂
津国雄伴郡宇治郷宗奈土岳壹地東限弥
奈刀川南限加須加多池西限
河内寺山北限伊米野とみえたり

○佐那伎

古語拾遺石窟戸の段に令手置帆負彦狭知二神云々兼作御笠
及矛盾令天目一箇神雜刀斧乃鐵鐸 古語佐那伎 其物既備云々又
令天鈿女命云々手持着鐸之矛而於石窟戸前覆誓槽云々相
与歌舞とみえたる佐那伎といふ物のはじめと考ふるに延喜四時祭式
の鎮魂の料物の中に鈴廿口佐那伎廿口と並載られてあることの是
なり　さて其鎮魂祭をこなはれし古語拾遺に凡鎮魂之儀は天鈿女命
之遺跡とみえて件の時の例に因る神事にて佐那伎をも用ひ
るにならひて載られたるものかとも然るに古事記書記をはじめて
古書に鐸の字を奴利氏に当て用ひたるを思ふに佐那伎は奴利氏

の一名なるにつとおもひけらしと然もあらに古事記に佐久々斯呂伊須
受とあるを傳に古の鈴には種々の形様ありけらしと云ひて考へ注る
さもあらんか然れば説にて佐那伎も奴利弖も古しへの須受の類なりけんが
形様の異なるにあはせて名も別なりけらしとぞきこえたる事の考ある
由なし字彙に鐸ハ大鈴也金鐸ハ金鈴金舌軍法ニ用之木鐸ハ金鈴木
舌文教用之と注し又鈴ノ字をば似鐘而小又有下為圓形者
裂切出声鈿銅珠於内以鳴之といへり漢国にてかくて鈴といへるは
大きく皇國の今の尋常の須受に似るべく鐸は大きにして裂切間
に古をと下げて鳴しむるものといへるかときこえたるは　かくて古事記の
顕宗天皇の段に鐸懸大殿戸云々引鳴其鐸云々と注され大御歌

に奴弖由良久母とあれど（例によるに奴弖の弖清音にもよむべし）此事を書紀には縄端懸鐸
云々則鳴之天皇遥聞鐸声歌曰云々奴底ユラクモヨ云々と書されたるを
（例のごとくは底も清音なるべし）其も記の傳に鐸は奴理弖と訓べし字鏡に鉏奴利氏
（自注に鉏字ここうえだ）政事要略に鐸は和訓ヌリテなどあり鈴の大なるをいへるを
鐸ノ字説文に大鈴也とあるに當もるを（自注に須受は總名にて其中に大なるを奴理弖とはいふなり）
故古書に須受とは鈴と書き又御歌の奴弖由良久母を鐸瓊々ともかき
奴理弖をば鐸と書て鈴とは書ざれ
奴理弖の理を省ける名なりと説きしもあるがかくて上に引
くある書紀の鐸ノ字の古訓にヌリテ龍傷にヌヽとあるを之類聚名義抄
に鐸ヌリテオホスヾと訓み又垂仁紀なる鐸石別命の鐸石をも
古訓にヌテシ龍傷にヌリテイハとし訓て古く鐸ノ字をヌテとも訓て

されらとも證とすべし 但し御名をスデミとよむべきなり又式に河
内國に鐸比古神社鐸比賣神社あり此の
唱今詳ならず又但馬国に佐嚢神社あり此唱も今詳ならねど色葉
字類抄にはサナキと訓て鐸に由あるにつきてあらむか後の考のつゐに
しるし
そへつ 而は崇峻紀に白膠木此云農利泥とあるを和名抄に
は沼天とよめるも須受にては奴理豆を奴豆ともいふと同例なり
今是彼考合するに佐那伎も奴利氐とて異なる鈴の一種にて
鐵もて大に為つくりたるものなるを古語拾遺にて鐸字を當用ひて
鐵鐸とも書るなるべし 又古より然書傳へたる書もあるなるを ふれるにてかくかけるなるべし 鎮魂祭
の料物に鈴とあるは尋常の須受にて佐奈伎とあるは則古語拾遺
に鐸と書て古語佐那伎といへると同物なるべき事決し然るに式に
鐸字を用ひずして假字書にせられしもあるは其物のよくも當らざれば

く外に當べき字のなかりしなるべし 和名抄に陸詞切韻云鈴似鍾
小楊氏漢語抄云鈴子須々 三禮圖云鐸今鈴其匡以銅為之
とありて鐸字の訓も注されば江次第及其旁注並範記等に鎮
魂祭の式を記されたる中に付鈴賢木と見えたるなど其余の古記に
合考るに御巫其賢木をもて宇氣槽を衝く法なり然るを薩戒記に
引載られたる深山御記には御巫以桙柄合琴笛音突槽上とあるを
合せ思ふにかの賢木を身に持添えて宇氣槽を衝く例なるべし然るを
記録どもに賢木とも桙とも記せるはから見る上より記せるにて
其物實の異なるが如く聞ゆるなるべしかくて其身にて佐那伎を
十口着け賢木には鈴十口をつけて佐奈伎の鳴を助くる料とし

なるにてこれ則かの着鐸之矛の遺式にてあるべき〔委しき事ハ別に鎮魂考の中にいへり〕さて又古へハ式に大祭の料物に鈴十口佐奈伎十口とあるこれなり
然るにそのむかしとある矛と賢木とを件の式に載られざるハ御巫の自
調へて持参る例なりしにや　然れバあらゆる須受の中にも佐奈伎ハ
いつきにも故ある事なるべし
天上より傳られたる製のものなるべきを今その形様だに知れざるに至
ぬるハいといとくちをしき事になむありける〔佐那伎の伎ハ清濁古語拾遺延喜式ともに假名ハ〕
清濁を分たず書れたれバ詳ならねど　さなぎと濁て唱ふべし　さてまた或人
鈴屋翁に鈴のおこりハいかにと又佐那伎ハ鈴の事なるかと問へる答書に
鈴のおこりハ詳ならず古語拾遺石窟戸段に鐵鐸の事見えたるこそ
まづ始なるべけれさて其古名を佐那伎といへりと記せるハ心得ず鐸を
古事記雄畧段の大御歌に奴弖とある又仁徳紀に須受とあり佐奈
伎といふものハ何にもみえず故ありて古語拾遺に著鐸之矛とあるを
サナキノホコとよみて然れども佐奈伎ハ鐸を着たる矛の名なるを廣成
心えあやまりて鐸の古名の由記せるにや　サナキノホコといへるハサヽナキ
を畧けるなるべし　サヽハ鈴と同しく鳴る音にてナキハ草薙などの
薙にて鐸をも着たる矛もて物を薙げバサヽと鳴るゆゑにサナキの矛と

いふにやと説きたるハいまだ熟くハ考得られざりつるかの説なるべし
又雄畧段とあるハ顕宗紀にみえたる事なるをさハ暗記の誤なりけむ
佐那伎といふ名も或人鷦鷯の義にてさやなりといふ畧言なりとて釋る
説あれどいふべくもきこえず然れどいづれもいまだ考得ず

○止字と登の假字に用ひたる論

止字を登の假字に用ひたるハ跓字の偏を省きて書ならひたるにて
伎を支億を意と書るなどと同例なるべし　然らバ跓ハ跡迹などの字
に通ひしてアトともトとも訓ぞそのトの訓を假用ひたるにて
女三江などの訓を用ふると同例なり　但し跓字ハうらがへせて然
もしべき義なれど新撰字鏡に跓足後也足乃宇良とある
が如き義を轉してアトとも訓べきなり　天台三部經音義に

止をアトと訓るも古きよみならねばアト則トと同じ言也かくて跡迹の字をかよはして登に用ひたる事もまづ書紀に迹見池迹見驛と書れたるはよりに大和の地名なるなど萬葉集の題詞に跡見莊歌に跡見乃岳邊と書るも山も地名にて假字の例にはあらざれはとあるてはアトと訓じもトと訓るも古き例なりさて萬葉集に件の跡見此外に跡迹と登の訓假字に數処用ひたるもその跡字の偏を省きて止と書て登の訓假字に用ひたるにぞあるべき

或説に止字はトメトムなど活かしてよむ言にて本語はトの一言なり然れは止字をトに用ふるも正訓なりといへりとぞ其をもとに人此音聲乃一音ごとよくをなずらへ言をさとりおきて萬の言を解きしもある輩の言魂の道といふ者なる私のさだめにてさらに古言の意にかなはねど何れ證もなく傍例もなき臆説といふべくて止字の假字の古き書に見きこえねば論にもなしとすべし

●當れるは常陸風土記（おなじく元明天皇の御世に撰進せる書なるべし其考は別に記せり）天平十九年法隆寺ましま大安寺縁起又流記資財帳天平勝宝年間東大寺奴婢籍帳同四年藥師寺佛足石の碑此歌等に見えたり但し件の書に止のかなふ訓假字は見えざれとも よしは多からぬ字數の中なれは自らもれたるべし又その外に止の訓假字なきをもて世に用ひ習ひあらしむそこまでは後世つぎつぎに訓假字の多くなりたるにてしかるべし萬葉集此集よりて寶亀延暦のほとり人までの歌をすでに古今集の序によりて考ふるに平城天皇の御世此頃作まる書なるべしそこ專その頃に在来りたる歌集どもをとりて集めたるものと見えてその書さまも定まらぬ風あつて中にも歌主の書おけるままなるもその後の人此書集めたるまにまに在るべし又そのままに書傳へたらしも歌と撰者の字をも心のままに書たるもあれば彼聞に書たるなどもおほくあるべし然る中にも止字のかなふ訓假字をも多く用ひて書たるもあるを又音假字のみとりて數負書たる中に訓假字のくせ一ッ二ッ

有しまゝもあり今それらの歌をえらびいでゝわざと書くゆゑよしのなきと
いまだ見およばざれど此集をも始く佛足石の歌をもとりあつめて論
べし上も後の書どもには續紀以下の史字鏡延喜式本草和名ま
和名抄などに訓假字多く交まじる中に正字を漸に殊に多く用ひたる
事となりて末つひにかの片假字にトと書き草假字にこと書くも皆
正字に拠りて製られたるものなれば古事記書紀の歌訓注等の假字も
正字なきをもて字音の假字をも定めて用ひらるべきなればなるべし
但し書紀允恭巻の歌に述律の二字あるを述は釋紀に迹とあればは今
律を古事記に波とかきて其義も叶へるは共に轉寫の誤なり
も古事記書紀などに擬ひたる正しき假字書せるものに正字は用ひまし
たまへるも漢籍全斷兵制の中なる日本風土記にものが漢字に當
て皇国言を譯し注せるが多し此書明の世嘉靖のころ
集成せる書也文字正しからざる其国音の斷に轉ひ訛れる世の字音
もてきこえたるまゝの正音は皇国言をも聞に譯せるものなれば古く皇国に

用ひ來たる字音をもてさしもさだかにわたらぬ書ざまなるが皇国言の登を
いふは止字を當て譯せるが如く二如なども見えたり此書にてふ止字
を登の知津等の言に當て注せるは然しきたりとし書くゆゑべきを
いふ訛て登の音に當たるなり此書のかなにも既く皇国言を譯し注
せる書どもに多かれど止字を登に當たるはあらざるに此書ならで
そのかみ皇国の通事などの吾国の言を示すにかれが国の字音もて書
てあたへたる中にまさしく書あらはれたるが止字を始め交へ書たるを寫
し傳へたるにぞあるべきこと定かならねど事のあらまし
あらはし出て今らの
因みにかきそへつ

（五）えみし

近き世に蝦夷国の事記せる書また地圖など彼是ほきしくに多く
見ゆれど上代陸奥出羽越の国々などにも在し蝦夷のありさまを
論ひ辨へたる説のきこえざめるを古事記傳景行天皇の巻に其

蝦夷の事は始て見えたる処に委しく辨えおきつれば爰にはよ
然る事なるをその名みしと名づけたるものにこそ別に己が考ふる
事あるを論せんとはさるなり日本紀神武巻戊午年十月に大倭の
国見丘にて八十梟帥を誅なまひしかしは道臣命に勅して其餘黨
をうちせたまふ時皇軍密旨を挙てうたへる歌二首のなかに
愛瀰詩烏毘儴利毛々那比苔比苔破易倍廼毛多牟加比毛
勢儒と見えたり愛瀰詩とは八十梟帥等をさしていへる称なり
然るに古事記には生尾土雲八十建としるされたるそのものの
種類形容あるさまの異なると其余の傳に注されたるが如し
然るに此の同じ条の件の歌を挙て愛瀰詩をえへしかば八十

梟帥等の猛勇き事を蝦夷にたとへていへるとし注されたるはいと
誤りも己が思ふに然らばいしゆり蝦夷は此御世よりはるかに後の景行
天皇の御世をさしてえみして古事記書紀に見えたり其の蝦
夷は記傳にいはれたるが如く所謂えみしの島人にてえみしと皇国
人とは形容も情もあらかたも同じからずて種類のいたく異なるものなる
が當時越奥の辺につどひいまだ皇化のいたらざりし所に参渡
り来入って居たる輩類が暴行なりしなり 其説の詳しきことは記傳を見て弁ふべし
されどその蝦夷は事を景行紀四十年に天皇持斧鉞以授日本武尊
曰云々其東夷之中蝦夷尤強男女往古以来未染王化云々と
えみしれたりいとはるかに後れてかはきこゆれど神武天皇の大倭

尓入まして八十梟帥等を誅させたまへる頃蝦夷なるハいまだ渡来ら
ざりし事なるべけれバ後より陸より来なりつとも天皇西國より幸
して始て大倭に入まして後ハ大宮所と作定めたまハざりつる
御許にさだかなる歌にもさることも見えたまハねどかきてかある形状ハ
さらハあきて申べき御世ハさすがにあり歌ハ　歌詞にみえしなどいへ人たるハいへど云ことと世人
の謗にいへどといふ意なり　故下に然るを愛瀰詩といふをことさらその
その言詞を解ていふべし
ハ情なるすらきざしし昊而猛勇く暴行(アラ)ぶる類のものを呼ふ上代の
称にて件の歌詞ハ愛瀰詩を件の大倭ハ八十梟師　古事記にいはゆる
生尾土雲(ヰヒカアトツチクモ)八十建(ヤソタケル)とあることをさしていへるなるべし　釋紀ハこの歌ハ注に何乃
論もなくして愛瀰詩を夷也といひ夷狄八十梟師也としもしたるハ

いへるハ穏ならずおのづから此説に合へるを　甚とある土雲熊襲などい
へる類のものゝごとく或ハ愛瀰詩といふことも准へたるもあるなり　さて又えぞが島より陸奥に渡り来て暴行ふ
る党類をも愛瀰詩といへるなるべし　然るに大倭なるハその外にもあることなし
ともかくもかくも滅亡せざりしかバおのづから陸奥にのミなりて形ハとのこ
呼ふ名となりてやがてそれが本御の號にしもあつかハせてこえみしの国
と称ふ事となりしなるべし　但し上代にいふの愛瀰詩の本御ある事とハさらでもあらず甚種類をさして呼び
てありつるを後に甚本御が限りて甚えみしと蝦夷とかくハ古事記
のさて迄なかりしなるべし
景行段よりしるして見えたりそいとくるら蝦(エミシ)字の訓を借りて
夷字に加へて書く事と定めらるゝにやつる其の始なるべし　蝦ハ本草
倭名まハ倭名抄にも衣比と訓まれど古ハ衣義といひしなるべし
蛇ともそれらの書にも尓倍義とみえれど後の書にハ倍毘とアえ之

て今もさへいへり蝦夷と此とハことなる親しく通ずハ音にてさる例なくふ
も多かりさて又漢にも唐書なども蝦夷と書るハもと皇国より
書て示せしものを用ひたるなり然るにえぞ人も長き鬚の多き故よ
蝦に比らべたるにてえびとも通はしいへるなりといへる説此ぐ
きこえたれど蝦夷国の事記せる書にもそのえぞ人の形容をいへる
肖像にもえることもいまだ其人を見たる人のかたれることをきくに
も鬚を多けれどもいとく長からにに上鬚などさるがゆゑにそあれば口を
覆ふばかりて見えたり眉を一連なるが如くにて毛ふかく生ひしげりて
身に毛多しなど唐書にも鬚長四尺許といへるを長きをおもはずら
ふえらひて示せるあまてるなるべし是はた敏達紀まで古き書にも
毛人と書るはさる事にて宋史日本傳に僧奝然が宋国に行る時皇
国の事を語るる中に国之東境接海島夷人所居身面有毛と云へる由
記せることもなり永観の頃の事なりきこもまたさらには唐書の文に使者
與蝦蛦人偕朝蝦蛦亦居海中其使者鬚長四尺許珥箭於首令人戴瓠
立数十歩射無不中云ことまた萬葉集にはこちもゆひとい言ふ毛人髪
と書るもさも思ひあるべし蝦をえびとも知ることも目の下に長き角
此如きものの二ッあるにて鬚の如きものもさるから多かれどそのいから
もまてその角の如きものをなべてハ鬚といひさきと鎌倉にてハ角
といひまた其をも古ハ鰭といへりとまた中儀式にハ海老鰭槽宮内式にも
鰕鰭槽など見えたる蝦の寸法を宮主秘半口傳にも延慶二年の記と

引て卜部兼夏宿祢の説に長壹尺貳寸五分廣四寸余或説長貳尺余
云々と見えたり其槽は左右の手は長きを鰕の鰭に比らべしなるべし
いふるしてもえぞ人の顔をゑびといへるべきよしもなきを蝦字に泥みたる
強説とぞきこえたれさいひてもえみしといふ義もいまだ考へず
後に衣毘須ともいふて衣美志の轉語にて其をも蛮夷戎狄などの
字の訓とし又陸奥人東人などのいやしくあらくしくさまの情
なきをもからにも轉してのいひなして又後には何れの住む国とえぞと
いふはしるくなりにたりし陸奥の鼻音かけたる古ごとに言り
えびすとえびそともいふが約りたるものなるべし 文本抄に清輔朝臣いしてや
津軽のをちにありときくえぞは世の中をおもひそふれぬ慈鎮の拾玉
集に頼朝卿にあてておくれる歌おもひとふえぞのちれのえぞが
えぬつかめいしかきすなるなごのかへし新古今集にみち
のくのいはでしのぶはえぞしらぬかきつくしてよつぼのいしふみ
西行の山家集にいけるおまへにあるまろえてそちしま
を霞こえたるもこの家卿にこそふなれとも見えてする 陸

奥のえそにはこせし秋の夜比月そのかみ世に普く口なれしが
歌にもしるされたならぬ也しにつきて又このえぞの国に盛に
かけてこそいつきが安以乃と称ふとぞ又因に云昆布を専えそれ
海にて生て出に物なると本草倭名にもよる衣比須女といえるこれ
なるとまれ苔藻を衣叙須久須利と訓るも字鏡に衣比須草 和名抄
に衣比須久須利 印本にも新撰本草注にも此名見えず但本草倭名の事なりに工を引きなる如く其本書とさくなりつれ 故古本
にその引書にとも見えぬれどもけしきはえみしを轉して衣叙須とし又
衣毘須ともすはしてかく如くなれるなるべし又書紀に蝦夷を工ヒスと訓
なきにしも処にはつはまく右の外に本草倭名などに茯又決明を衣比
須久佐地楡を衣比須祢にあてしよぶるも衣毘須に由ある名なる
べしさて袖中抄にみちのくにえぞはこのころ出ず血にこと氏に
まやあらぬ志の処と云之ふる歌を陸奥なる蝦夷の事をよめる
なるを又堤中納言物語逢坂越えぬ権中納言の段に心治げにゆえ
はてけるまじ事よりはおくのえびすも思ひしつをぬるしといふる詞も
見ゆるは伊勢物語に女かきつるなりは何そへしと思へとさろさてかなき
えびすを心とてはいかはせむといへるは陸奥人のいへるは甚しい
へよなるを又源氏東屋の巻にえびすをききろくさとのこ見ゆなる見てと
あるもさやけらくしくひちびあるいなくひとといへるさるなるを
さて又此歌の義を愛瀰詩烏毘儀利と云の大倭なる八十梟帥

に葉のえみしを一人当るといふ事なり 荒木田久老翁の説にひと
なりと云るといふは類聚三代格に見えたる額田国造今足を類聚
国史に今人と書る一人(ヒトリ)はひと足(タリ)二人をぬ足(タリ)に其外みれ
同じかるべしといへるは当る事なり人数も定らぬをいくなるを
なる義人といふにて当るの義まちとし明なり 神代紀に唯弟獨見
なる卯とタバイロトヒトヒトリメセリとすめるも又證とすべし今も若狭
……といへる所あり古
言の遺事の……て呉(クレ)の藍(アヰ)を
なもなわとしふ如き例の言なるべし 和名抄讃岐の香川の御名に
百相毛ミ奈美とみえたるも同じ釣語なるを比と義に通ふる

奥のえぞにはミせし秋の夜比月そのかミ世に高く口にけしが
歌にもよしとあるにならへ置しにこそさて又このえぞの国さ蝦夷
かけて云つる安以乃と称へつゝとぞ又因に云昆布も専えぞより
海に生ずるもて出し物なると本草倭名にも衣比須女といえるこれ
なりとまし苦薬を衣夷須久須利と訓るを字鏡に衣比須草 和名抄
に衣比須久須利 印本にも新抄本艸注にも如く其本書となるるは本草 倭名 故古本
にその引書に據て衣毘須とも見えぬれどはじめにえみしと轉して衣夷須といひ又
衣毘須ともすほして如くなれるなる又書紀に蝦夷をエヒスと訓
ときさしなおかしとはつはまへ右の外に本草倭名などに茯又決明を衣比
須久佐地楡を衣比須称にあてゝよめるも衣毘須に由ある名なる
へりさて袖中抄にみちのくにえぞのこよる出す血にて氏に
まやわらぬところえの歌も陸奥なる蝦夷の事をよめるに
なるも又堤中納言物語逢坂越えぬ権中納言の段に心深げに見え
ぬけるまゝ事よりはえくのえぞも思ひたまへぬもしといふ詞も
見ゆまた伊勢物語にあかきなるに陸奥の国へしと思ふとさるさがなき
えびすごゝろをいかゞはせむとといへるは陸奥人のいふ詞をいひ
へだてるまた源氏東屋の巻にえびすをきしろ人とのみ見なしてとか
あるものゝふらくしく思ひあるをいふなひとゝといえるさまある
さて又此歌の義を愛染詩鳥毘儀利とある大倭なる八十梟帥

こゝ葉のえみしを一人百人なりといふ事なり荒木田久老翁の説によると
あるを云ふれ字といふは類聚三代格に見えたる額田国造今足を類聚
国史に今人と書るを一人(ヒトリ)はひと足(タリ)二人を足(タリ)ふて此外みれ
同じかるべしといへるは実なる事なり人数も定ならぬをいくつまで
幾人ともいふにて数多の義またしく明なり神代記に唯弟獨見
御とヲタバイロトヒトリメセリとよめる又證とすべし今も若狭
の奥
廣(?)云一人をヒトと畢ことになりて〔[illegible]〕
古きなる東山の者の[illegible]
事の[illegible]其[illegible]今[illegible]尾張の名
〔朱書〕[illegible]
所わたる古
言の遺る[illegible]て呉(クレ)の藍(アヰ)を
くれなゐとしふ如き例の言なる 和名抄讃岐の香川の御名に
百相毛ゝ奈義とみえたるも同じ約語なるを此を義に通すべしと

奥のえぞがいはみせし秋の夜の月そのかみ世に多くいひならはしゝが
歌にもよみたるにやなり。さればこそさて又この人その国を多く
かけていへるは安以乃と称へて又因に云昆布を専えぞみ
海にてとりて出す物なると本草倭名によるに衣比須女といへるこれ
なりともいふ薬を衣美須久須利と訓る字鏡に衣比須草 和名抄 倭名
に衣比須久須利 印本にも新抄本草注に云此名えみしといへり本草 故古本
にその引書にもき地りもいふの事なるに上に引るか如く其本書とせるなりそは
衣毘須ともすはしてへ如くなれるなど又書紀に蝦夷をエミシと訓 又
をさしていふ処もはつはまへ右の外に本草倭名などに茯又決明を衣比
須久佐地楡を衣比須祢にあててよめるも衣毘須に由ある名なる
べしさて袖中抄にみちのくにえぞのこもれる出す血みことのかたと氏な
きやあさねゑつ折とこえぞはこ歌にも陸奥なる蝦夷の事をよめるに
なるを又堤中納言物語逢坂越えぬ権中納言の段に心深げにや見え
はらけるまゝ事よりはたくのえびすも思ひたるなるべしといへる詞も
見ゆまた伊勢物語に女かきたるははやて思ひしと思へとさるさがなき
えびすを心とていひてはせしむといへるは陸奥人のいるをいふ類をい
へるなり又源氏東屋の巻にえびすをきたる人とのみ見ゆなるをいひてと
あるもなやげにらくしくいかびかるゝあやしとさへいへるさるあるを
さて又此歌の義を愛瑳詩烏毘儀利といふ大倭なる八十梟帥

この蔓のえみしを一人なりといふ事なり 荒木田久老翁の説にひと
なをと云ふなといふは類聚三代格に見えたる額田国造今足を類聚
国史に今人と書て一人(ヒトリ)はひと足(タリ)二人をぬき足(タリ)にて此外みれ
同しかるべしといへるはさる事なり 人数も定まらぬをいくたり
幾人といふにてなりの義まだし 明なり 神代記に唯弟獨見
御をタダイロトヒトリメセリとよめるも又證とすべし今も若狭

の奥までくるあまたる北里の中に一人をと云なりといへる所あり古
言の遺なるべし字毛を耶比と百合の約まりたるにて呉(クレ)の藍(アヰ)を
くれなゐとしふ如き例の言なるべし和名抄讃岐の香川の御名に
百相毛々奈美と云るも同じ約語なるを此を義に通さしろ

唱ふる（神ながらと神ながみとは一詞なと同し）かくて百合（モヽアヒ）といふもの、かつてさかに對ひて
合手ふどりい、合是ぞ相撲合雑合などいふも合々（ムレアヒ）なりけるなりし
いといちはやく猛（タケ）く暴（アラ）くてかれ一人（ヒタリ）と尋常人百人（モヽタリ）の合手に當
るを譬へていふなるものをと（漢語の一人當千といふ心をもて同し）天皇の御稜威
蒙まつる猛き皇軍人に恐まりて手對ひしえせて誅まつるとよくは
といふはなるべし（但し毛々棘比苔云々を傳に蝦夷一人百人に當るといふ世の人のいふなれどもしるしもたれつを）
どあるとの思ひとぞ
とは源がかくのことし

国立公文書館
National Archives of Japan